

雇用奨励金を交付します

雇用支援課 ☎224-6191

市では、就職困難者を一定期間常用雇用した市内の中小企業事業主に對し、一人につき10万円の雇用奨励金を交付します。申請方法など詳しくは、お尋ねください。

対象

次の全てに当てはまる市内の中小企業事業主です。

- ①平成24年4月1日以降に中高年齢者(45歳以上65歳未満)・障害者・母子家庭の母等を雇い入れた
- ②国の「特定就職困難者雇用開発助成金」または「試行雇用奨励金」の支給対象になっている
- ③②の支給満了後、引き続き常用雇用者として6か月以上雇用している



④市の交付基準に該当する

*「特定就職困難者雇用開発助成金」および「試行雇用奨励金」について詳しくは、川越公共職業安定所 ☎242-0197にお尋ねください。

光化学スモッグに注意!

環境保全課 ☎224-5894

保健予防課 ☎227-5102

5月から9月にかけて、晴れて日差しが強く、風が弱い日には光化学スモッグが発生しやすくなります。光化学スモッグが発生すると、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの症状が出る場合があります。



光化学スモッグ注意報などの発令情報を次のとおりお知らせしていますので、活用してください。

市からの発令情報のお知らせ

● 防災行政無線

注意報などの発令・解除をお知らせします。

● 看板の掲示

市内の主な公共施設で、発令情報をお知らせします。

県からの発令情報のお知らせ

● 県大気環境課ホームページ・携帯サイトでの情報提供、電子メール配信サービスでお知らせします

注意報などが発令されたら

- 屋外での激しい運動は避ける
- 目などに刺激を感じたらすぐに屋内に入る

● 乳幼児や高齢者は健康被害を受けやすいので特に注意

健康被害にあったら

- 洗眼・うがいを
- 洗眼・うがいで良くならない、呼吸困難・いれんなどの症状があるときは医師の診断を受ける

*健康被害状況を、環境保全課または保健予防課へ連絡してください。

石綿に関するお知らせ

環境保全課 ☎224-5894

石綿の除去などは届け出が必要です

建築物・工作物の解体や改修工事の際は、事前に石綿(アスベスト)使用の有無について調査が必要です。石綿の使用が判明し、対象工事を行う場合には、大気汚染防止法で作業場の隔離、作業内容の掲示・届け出などが義務付けられています。

石綿の除去などには、専門的な技

術が必要です。専門業者に相談してください。

対象工事：吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材が使用されている建築物または工作物の解体工事や改造・補修工事

届け出：工事の14日前までに環境保全課(本庁舎5階)

*石綿スレートなどの非飛散性石綿含有建材の除去などを行う場合、届け出の必要はありませんが、湿潤化などの石綿飛散防止対策を実施するようお願いいたします。

大気中の石綿濃度調査結果

下表の地域で調査を実施しました。アスベストモニタリングマニュアルでは、総繊維数濃度が1ℓ当たり1本を超えた検体について、繊維がアスベストであるかどうかの詳細分析を行います。昨年は、詳細分析の対象となる検体はありませんでした。

調査期間：夏期 昨年8月17日～23日 ▼冬期 昨年12月13日～15日

調査方法：アスベストモニタリングマニュアルに準拠

総繊維数濃度の調査結果

(単位=本/ℓ)

| 調査地域 | 夏期平均 | 冬期平均 | 年平均 |
|---------------|------|------|------|
| 川越測定局(宮下町2丁目) | 0.84 | 0.06 | 0.23 |

4月からの児童手当

子育て支援課
☎224-5821

新たに子どもが出生・市外から転入した場合はその翌日から15日以内に申請手続きをしてください。「子ども手当」を受給していて、引き続き支給要件に該当する方は、制度変更による手続きの必要はありません。

支給時期

- ・6月、10月、2月の各15日

支給金額(養育する児童1人当たりの月額)

- ・3歳未満(誕生月まで) = 15,000円
- ・3歳～小学校修了前の第1子・第2子 = 10,000円
- ・小学校修了前の第3子以降 = 15,000円
- ・中学生 = 10,000円

* 年度末に18歳以下の児童を年齢順に第1子、第2子と数えます。

支給対象

日本国内に住所があり、中学校修了前の児童を養育する父または母等のうち、生計を維持する程度の高い方(所得の高い方)。

●所得制限(6月分から適用)

次の表の所得額以上の場合、児童1人当たりの支給額は一律月額5,000円です。所得には医療費控除・障害者控除など、一定の控除があります。

| 扶養親族等の数 | 所得額 | 収入額(目安) |
|--------------------------|-------|--------------|
| 0人 | 622万円 | 833万3,000円 |
| 1人 | 660万円 | 875万6,000円 |
| 2人 | 698万円 | 917万8,000円 |
| 3人 | 736万円 | 960万円 |
| 4人 | 774万円 | 1,002万1,000円 |
| 5人以上 = 1人につき所得額に38万円ずつ加算 | | |

申請方法

新たに子どもが生まれた方または市外から転入した方は、子育て支援課(本庁舎2階)・出張所・連絡所で申請手続きをしてください。必要書類を市ホームページでダウンロードし、子育て支援課に郵送で申請することもできます。

●持参する物

- ・支給対象の方名義の振込先金融機関等が分かる物
- ・支給対象の方の健康保険証

* 平成24年1月2日以降に市内に転入した場合、平成24年度の所得の証明書が必要です。

* 児童が市外に居住している場合、児童の世帯全員の住民票が必要です。

平成23年9月以前の「子ども手当」を受けていた方へ

平成23年10月の制度変更により申請が必要です。申請をしていない方は、同24年2月15日の「子ども手当」が振り込まれていません。申請期限は9月28日(金)まで延長されましたので、申請書子育て支援課または出張所へ提出してください。

児童扶養手当・特別児童扶養手当額を変更

子育て支援課 ☎224-5821

児童扶養手当は、父または母と生計が同一でない子を育てている方や、一定の障害のある父または母の子を育てている方に支給します。特別児童扶養手当は、精神または身体に一定の障害のある子を育てている

●児童扶養手当

| 子の人数 | 月額(全部支給) | 月額(一部支給) |
|------|---------------|----------------|
| 1人 | 41,430円 | 9,780円～41,420円 |
| 2人 | 46,430円 | 子1人の支給額+5,000円 |
| 3人以上 | 1人につき3,000円加算 | |

●特別児童扶養手当(月額)

| | |
|--------|---------|
| 1級(重度) | 50,400円 |
| 2級(中度) | 33,570円 |

方に支給します。これらの手当額は、物価の変動に

国際貢献事業に補助

文化振興課 ☎224-5506

多文化共生と国際交流・協力を推進するため、地域の国際化に貢献する活動を行う市内の市民団体に、補助金を交付します(上限4万円)。

応じて改定します。昨年度の消費者物価指数が下落したことに伴い、4月から上表のとおり改定しました。

対象事業・活動：青少年などを海外へ派遣・海外から受け入れ、海外文化の紹介など、市民の国際交流や国際理解を促進する事業▼教育・地球環境・公衆衛生・農業技術などの啓発活動や技術援助など、国際協力を展開する事業▼日本語指導・通訳などのボランティア活動から、外国籍市民が暮らしやすいまちづくりを促進する活動

対象事業・活動：青少年などを海外へ派遣・海外から受け入れ、海外文化の紹介など、市民の国際交流や国際理解を促進する事業▼教育・地球環境・公衆衛生・農業技術などの啓発活動や技術援助など、国際協力を展開する事業▼日本語指導・通訳などのボランティア活動から、外国籍市民が暮らしやすいまちづくりを促進する活動

環境政策課からのお知らせ

環境政策課 ☎224・5866

みどりの担当から

●緑の支援

事前に環境政策課(本庁舎5階)へ相談してください。

①保存樹木・保存樹林指定

市内に残る貴重な樹木、樹林を「保存樹木」「保存樹林」に指定し、保存のための奨励金を交付します。

保存樹木：年額1本3600円

保存樹林：市街化区域Ⅱ1㎡当たり

年額27円▼市街化調整区域Ⅱ1㎡

当たり年額2円

②生け垣設置補助金

緑豊かで、災害に強いまちづくりのため、公道沿いに生け垣を新設する際に補助金(限度額7万2000円)を交付します。



③屋上緑化・壁面緑化補助金

市街地の緑化推進と、地球温暖化・ヒートアイランド現象対策のため、市街化区域内建築物の屋上や壁面を緑化する際に補助金を交付します。来年1月31日(木)までに所定の申請書を同課に提出してください。

●屋上緑化：限度額36万円

壁面緑化：補助資材を設置する場合

Ⅱ限度額9万円▼つる性植物を下垂させる場合Ⅱ限度額18万円

●「緑の募金(家庭募金)」にご協力を

市内の緑化に役立てるために、自治会を通じて募金を行っています。期間：5月1日(火)～31日(木)

●「川越市緑の基金」にご協力を

市内の緑化推進・緑地保全のために、市独自で基金の積み立てを行っています。募金箱は、本庁舎1階と5階です。

●市民花壇

一定要件を満たす花壇を「市民花壇」に指定し、地域団体の皆さんに、市から支給する花の植え替えや、水やり・除草などをお願いしています。新たに市民花壇の指定を希望し、花壇工事を伴う場合は、8月31日(金)までに申請してください。

●市民の森指定

個人などが所有する樹林に休憩施設・散策路などを整備し、市民の皆

さんの憩いの場として提供します。

●緑のカーテン

夏場の室内温度の上昇を抑える「緑のカーテン」。皆さんが作ったものを市ホームページで紹介いたします。



◎緑のカーテン講座

初心者向けの講座。受講者にはゴーヤの苗をプレゼント。

日時：5月23日(水)、①午前10時～、

②午後2時～▼24日(木)、③午前10

時～、④午後2時～

会場：①伊勢原公民館、②東部地域

ふれあいセンター、③北部地域ふ

れあいセンター、④南公民館

定員：各先着30人

経費：無料

申し込み：5月1日(火)、午前9時か

ら電話で環境政策課

●アライグマ対策

アライグマは繁殖力が強く、天敵がいらないため、近年急激にその数を増やしています。在来の生態系に被害が及んでいるため、県と協力して捕獲を行っています。見つけたらご連絡ください。

こどもエコクラブ会員募集

近所の友達や家族でグループを作

って、生き物調査やリサイクル活動などをしてみませんか。幼児から高校生までを含む二人以上で、グループ登録できます。

申し込み：電話で環境政策課

生活環境影響調査書の縦覧

ふじみ野市と三芳町が共同で設置を予定しているごみ処理施設の生活環境影響調査書の縦覧を行います。同書は、施設による生活環境への影響についての調査結果などを記載したものです。

施設の設置に関し利害関係を有する方は、生活環境を保全するうえでの意見書を提出することができます。提出方法など詳しくは、ふじみ野市広域ごみ処理施設建設室(ふじみ野市役所第2庁舎2階) ☎262・9027にお尋ねください。

施設の名称：(仮称)ふじみ野市・

三芳町環境センター

設置予定場所：ふじみ野市駒林字北

伊佐島1093・3ほか

縦覧期間：5月1日(火)～31日(木)(土・

日曜日、祝・休日を除く)

縦覧場所：ふじみ野市同室

*環境政策課(本庁舎5階)でも見ることが出来ます。

意見の提出：6月1日(金)～14日(木)

(土・日曜日を除く)にふじみ野市

同室

コンビニエンスストアで

税金を納めることができます

収税課収税管理担当 0224-5686

平成24年度発行分の納税通知書から、全国のコンビニエンスストアで、個人市民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税を納付することができるようになります。

なお、コンビニエンスストアでの収納開始に伴い、納付書が変わります。納付書に記載されている期別と納期限を確認して納めてください。

取り扱い店舗

くらしハウス▼コミュニティ・ストア▼サークルK▼サンクス▼スリーエイト▼スリーエフ▼生活彩家▼セブオン▼セブンイレブン▼デイリーヤマザキ▼ファミリーマート▼ポプラ▼ミニストップ▼ヤマザキスペシャルパートナーショップ▼ヤマザキデイリーストアー▼ローソン▼MMK設置店

納付できる税金(軽自動車税は今まひびり納付できます)

| | |
|-------------|------------|
| 固定資産税・都市計画税 | 5月10日発送分から |
| 固定資産税(償却資産) | |
| 個人市民税(普通徴収) | 6月8日発送分から |
| 国民健康保険税 | 7月10日発送分から |

取り扱いできない納付書(金融機関などをご利用ください)

●納期限を過ぎたもの

●納付書1枚当たりの納付額が30万円を超えるもの

●バーコードが印字されていないもの

●傷や汚れによりバーコードが読み取れないもの

●金額を訂正したものや延滞金欄などに金額を加筆したもの

*納付書は、ミシン目を切り取らずに使ってください。領収証書は必ず受け取り、大切に保管してください。また、領収証書を貼る台紙を納税通知書と一緒に送付しますので、ご利用ください(軽自動車税は除く)。

国民健康保険課のお知らせ

国民健康保険課管理賦課担当

0224-5833

特定健康診査・特定保健指導

特定健康診査・特定保健指導は、生活習慣を見直し、動脈硬化(血管が硬くもろくなる状態)による病気を予防するのが目的です。市では特定健康診査の受診を呼びかけていますが、受診率は目標値を大きく下回っています。

そこで、多くの方が受診できるよう、実施期間を延長します。また、胸部X線など検査項目を増やします。詳しくは、5月上旬発送の通知をご覧ください。

内容：セットA■基本項目▼セットB■

基本項目+心電図(眼底検査も可)▼セットC■人間ドック

期間：5月～来年1月

対象：40～74歳までの市国民健康保険被保険者

*75歳以上の方については、5月25日発行の広報川越でお知らせします。

経費：セットA■無料▼セットB■500円▼セットC■1万3350円

ときも健康プロジェクト

市では、特定健康診査・特定保健指導をはじめ、各種検診などを実施しています。生活習慣病を予防し、市民の皆さんの健康を維持するためには、これらの受診率や実施率を向上させていくことが必

要です。また、市民の皆さんの健康は、医療費の削減にも役立ちます。

そこで、特定健康診査・がん検診などの受診率の向上をめざし、生活習慣病予防の充実を図るため、保健事業全体で「川越市ときも健康プロジェクト」を開始しました。このプロジェクトでは、健康づくりに関わる部署が互いに協力できる体制づくりを行い、市全体で統一した事業を展開していきます。

●ときも健康川柳の募集

健康意識を盛り上げる企画として、健康に関する川柳を募集します。優秀作品は各種通知に掲載するなど、市民の皆さんの健康意識啓発に使用します。

募集期間：5月1日(火)～31日(木)

対象：市内在住

応募方法：国民健康保険課(本庁舎2階)・出張所・連絡所・公民館で配布

する応募用紙に、健診の受診促進および健康に関する川柳・作者名(ペンネーム可)と、住所・氏名・ふりがな・

電話番号・年齢を明記し、募集期間(必着)までに〒350-8601川越市

役所国民健康保険課

*配布場所に設置する募集箱に直接投かん、または市ホームページから応募することもできます。

注意事項：自作・未発表のものに限りま

す▼応募作品は返却しません▼採用作品の著作権は市に帰属します



石田本郷農業集落排水処理施設が完成

農政課 0224-5939

農業集落排水事業では、農業用水などの水質保全と、地域住民の生活環境の改善を目的として、生活排水の処理施設などを建設しています。市内で2番目となるこの施設は、4月1日から処理を始めました。処理対象区域は石田本郷・菅間・鹿飼・鴨田の各一部で、生活排水を高度処理して河川へ放流します。

その電話、振り込め詐欺では!?

安全安心生活課 0224-5721

平成23年中の市内の振り込め詐欺(暫定)

被害件数=26件 被害額=約7,120万円

電話の内容が次に当てはまる場合、本人や関係機関に問い合わせるなど冷静に判断しましょう。特に現金の振り込みやキャッシュカードなどを預かるといものは危険です。

●チェックシート(電話の近くに、貼っておきましょう)

- 携帯電話の番号が変わった。
- 他人(会社・友人)の携帯電話を借りている。
- 風邪をひいて、のどの調子が悪い。
- 会社のお金を使い込んで、会社を首になるかもしれない。
- 交際相手を妊娠させたので、示談金が必要だ。
- お金をすぐ振り込んでほしい。
- 税務署で税金の申告を間違えた。
- すぐに現金を用意できるか。
- 会社の上司や同僚が代わりに現金を取りに行く。
- あなたの預金口座の情報が漏れている。
- キャッシュカード、預金通帳などを預かる。
- 医療費、保険料の還付がある。

不審な電話があったら、
振り込む、手渡す前に、すぐに相談を!

川越警察署 0224-0110(24時間)

けいさつ総合相談センター 048-822-9110

または#9110(プッシュホン)

月~金曜日、午前8時30分~午後5時15分

(祝・休日、年末年始を除く)

雨水対策施設の設置補助

下水工務課 0223-0331

雨水の一次的な流出抑制と有効利用を図るため、屋根に降った雨を処理する雨水対策施設の設置費用を補助します。

対象の雨水対策施設は、市の基準を満たす、浸透ます(4基まで)・小型貯留槽(2基まで)です。工事着工前の申請が必要です。

対象：市内在住(営利目的、仮設建

築物、過去に最大限度の補助金交付を受けた方を除く)

補助金額：設置工事に要した経費の二分の一または下表限度額のいずれか小さい額

*補助金額に千円未満の端数が生じたときは、端数を切り捨てます。

*浸透ます・小型貯

| 種類 | 浸透ます | 小型貯留槽 |
|----|---------|---------|
| 1基 | 19,000円 | 19,000円 |
| 2基 | 33,000円 | 38,000円 |
| 3基 | 46,000円 | |
| 4基 | 58,000円 | |

国民生活基礎調査を実施

保健総務課 0227-5101
生活福祉課 0224-5784

留槽を併せて設置する場合、それぞれの基数に応じた額が限度額です。

厚生労働省では、昭和61年以降、毎年「国民生活基礎調査」を実施しています。同調査は、医療や所得など、国民生活の基礎的事項を調査するものです。調査結果は、今後の厚生労働行政の企画・立案に必要な基

礎資料となります。

無作為抽出した対象世帯を調査員が訪問し、調査票を配布・回収します。4月中旬から準備調査を始めます。市民の皆さんのご協力をお願いします。

●医療などの調査(世帯票)

調査日：6月7日

●所得などの調査(所得票)

調査日：7月12日

問い合わせ：生活福祉課

都市景観重要建築物の指定

都市景観課 ☎224-5961

市では、重要な価値があると認められる建築物などを「都市景観重要建築物等」に指定しています。3月6日、新規指定を3件行い、合計73件になりました。

旧田中家住宅及び土蔵

所在地：元町1丁目7番地8

建築年：主屋Ⅱ昭和11年 ▼土蔵Ⅱ大正7年

市役所の北西、桜横丁と呼ばれる通りに面しています。住宅棟は、昭和初期の川越に特徴的な背の高い入母屋造り2階建ての建物で、軒下の漆喰塗りの小壁を除き下見板張りとしています。土蔵は、金属板張りとなつていますが、元は白漆喰でした。住宅と土蔵という構成は、武家地が明治以降良好な住宅地となつたこのような地区によく見られる構成です。



三重家住宅主屋及び門

所在地：脇田町15番地9

建築年：主屋・門Ⅱ昭和初期（6年ごろ）

川越駅に程近い八幡通り沿いに位置しています。主屋はゆるやかな丸みを帯びた入母屋造り棧瓦葺きで、重厚感のある屋根が際立っています。瓦は上質で知られた入間市小谷田の瀧澤製で、美しい銀鼠色をしています。この家は、商業地化が進む駅周辺にあつて、門や庭とともに武家地の景観を継承している貴重な建物です。



中院不染亭

所在地：小仙波町5丁目15番地1

建築年：昭和4年

中院の境内にあります。この建物は、島崎藤村が、妻の加藤静子の実家である加藤医院（現新富町1丁目）に建てさせた、離れ座敷でした。平成4年にマンション開発に伴い、静子の母・みきの墓所がある中院の現在地に移築されました。島崎藤村と川越を繋ぐ貴重なものであるとともに、本堂などの建物やしだれ桜で有名な庭園と一体となつて、中院の境内を構成する重要な建物になっています。



こんな川越、あったんだ！

募集期間は12月28日(金)までです。

「川越百景」募集中

都市景観課 ☎224-5961

●耐震・アスベスト調査に補助します

建築指導課 0224-5974

事前の申請が必要です。補助については、申請後、交付決定まで日数がかかる場合があります。交付決定まで、業者との契約はできません。

耐震に関する取り組み

市では昭和56年以前に建てられた建築物を対象として、次の取り組みを行なっています。

■無料簡易耐震診断

木造2階建て以下の住宅を対象に、パソコンソフトを利用した無料の簡易耐震診断を行っています。診断を希望する方は、建築確認関係の図書または各階の平面図を用意して、建築指導課(本庁舎5階)までご連絡ください。診断結果は、後日お知らせします。

■耐震診断・耐震改修補助

民間建築士などが行う、有料の耐震診断・耐震改修工事の費用に対して補助金を交付します。

対象：木造2階建て以下の

戸建て住宅・兼用住宅・長屋・共同住宅▼木造以外の分譲マンション▼その他の特定建築物(不特定多数の者が利用する建築物)

●補助額

- ①住宅など
診断Ⅱ上限3万円
改修Ⅱ上限30万円
- ②分譲マンション・特定建築物
診断Ⅱ上限100万円
改修Ⅱ上限200万円

■アスベスト含有調査補助

建築物に吹き付けられているアスベストの飛散による健康被害を予防するため、アスベスト含有調査に補助金を交付します。

対象：アスベストを含有している可能性のある吹き付け建材に係る分析調査

補助額：上限25万円

*補助額が予算額に達した時点で終了します。

●第5期川越市介護保険事業計画がスタート

介護保険課計画担当 0224-6404

平成12年に始まった介護保険制度は、サービス利用者の増加とともに、高齢期を支える制度として定着してきました。今後は団塊の世代が高齢者となり、高齢化がいつそう進みます。また、高齢者のみの世帯やひとり暮らし高齢者も増加しています。

市では、高齢化が急速に進むことや、これまでの課題などを踏まえて、介護保険事業計画等推進委員会で協議を重ね、平成24～26年度を計画期間とする「第5期川越市介護保険事業計画」を策定しました。

平成24年度からの介護保険料

計画期間の高齢者人口・要介護認定者数の増加などから居宅サービスなどの見込み量を推計し、第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料を決定しました。保険料段階区分は、所得状況に配慮して10段階(特例段階を入れると12段階)としました。サービス見込量は、特に次の点を考慮して推計しました。

- ①高齢者数と要介護認定者数の増加
- ②居宅サービスの増加
- ③地域密着型サービスの増加
- ④施設サービスの増加

●年間の保険料額

2万6892～11万9520円(基準額Ⅱ5万9760円)

*保険料段階区分は、介護保険課(本庁舎1階)、市ホームページで見ることができます。

●基準額の算出方法

基準額は次の方法で算出しました。

基準額Ⅱ必要な介護サービスの総費用×第1号被保険者の負担分(21%)÷65歳以上人口
◎必要な介護サービスの総費用Ⅱ標準給付費+地域支援事業費

標準給付費Ⅱ居宅サービス費、地域密着型サービス費(介護予防を含む)、施設サービス費、高額介護サービス費などを算出。
地域支援事業費Ⅱ介護予防事業、包括的支援事業、任意事業に要する費用を算出。

●介護給付費等準備基金の取り扱い

同基金は、これまでの介護保険事業の介護保険給付費の残高を積み立てたもので、平成23年度末で約5億円が見込まれます。今回の介護保険料算定では、2億9700万円を取り崩し、保険料の上昇を軽減しています。なお、残額の約2億300万円については、突発的な給付の増加に備える財源にします。

●財政安定化基金取り崩しの取り扱い

同基金は、県が各市町村の財政不足の際に資金の交付・貸し付けを行うためのものです。法改正により、取り崩すことが可能になりました。今回は市に約9800万円交付され、介護保険料の上昇を軽減しています。

*平成24年度の介護保険料は、昨年の収入状況などをもとに決定し、7月に通知書を発送します。

かわごえ90

「第九」を演奏・合唱してみませんか!

～ ソリスト・オーケストラ・合唱・演奏者募集 ～

文化振興課

☎224-6157

☎225-2895

市制施行90周年の今年、市民の皆さんによる第九演奏会に参加してみませんか。

♪演奏会の概要♪

川越市市制施行90周年記念事業実行委員会・小江戸川越第九の会・(財)川越市施設管理公社の共催。指揮は船橋洋介^{ふなばし しょうすけ}さん、コンサートマスターは東京都交響楽団^{みやま やすお}・水山裕夫^{みづやま やすお}さん。

日時…12月2日(日)、午後2時開演

会場…市民会館

曲目…ベートーベン作曲交響曲第九番「合唱付」
ショスタコーピッチ作曲祝典序曲

♪演奏者の募集♪

①ソリスト

ソプラノ・アルト・テノール・バスのソリストオーディションを実施します。審査は無料。

日時…7月7日(土)、午前10時～午後4時(時間は後日連絡)

会場…市民会館

対象…大学などで声楽の専門教育を受けているまたは同等の力量を有し、練習日程(11月18日(日)・24日(土)・12月1日(土))全てに出席可能な方

審査曲…ベートーベン作曲交響曲第九番第四楽章の指定箇所

伴奏者…主催者が用意

②オーケストラ

管楽器・打楽器についてはお尋ねください。

対象…希望の楽器でベートーベン交響曲第九番を

演奏可能な方

定員…先着48人(バイオリン24人・ビオラ10人・チェロ8人・コントラバス6人)

経費…5,000円

練習…7月28日(土)から土曜日ほか、午後6時～(月2回、全12回程度)

練習会場…伊勢原公民館

③合唱(本番はドイツ語、暗譜で合唱)

指導は川越市合唱連盟会長・小高秀一^{おだかしゅういち}さんほか。

対象…高校生以上

定員…先着150人(ソプラノ50人・アルト50人・テノール25人・バス25人)

経費…5,000円

練習…9月5日(水)から水曜日ほか、午後6時30分～(毎週、全14回程度)

練習会場…南双葉幼稚園(むさし野)ほか

♪申し込み♪

応募用紙は市ホームページからダウンロードすることもできます。詳しくはお尋ねください。

①の申し込み…同課で配布する応募用紙に必要な事項を明記し、80円切手を貼った返信用封筒を2枚同封して、6月8日(金)(消印有効)までに簡易書留で〒350-8601川越市役所文化振興課

②③の申し込み…同課・公民館・市民会館・メルト・ジョイフルで配布する応募用紙に必要な事項を明記し、5月7日(月)、午前9時からファクスで同課(市ホームページからも可)

●かわごえの未来予想図 作文・絵コンクールを実施します●

政策企画課 ☎224-5503

市制施行90周年を記念して、小中学生を対象に「かわごえの未来予想図」をテーマにした作文・絵コンクールを実施します。現在、学校を通じて作品を募集中です。優秀作品は、12月頃発表します。

後期高齢者医療保険料の改定

医療助成課

☎224-5842
後期高齢者医療担当

後期高齢者医療保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額で構成されていて、2年ごとに見直しをしています。

●均等割額
平成24・25年度の保険料率4万1860円
(4万3000円)

●所得割率

8・25%
(7・75%)

* ()内は平成22・23年度の保険料率です。

今年度から1人当たりの保険料賦課限度額が、50万円から55万円に変更されました。なお、平成24年度の後期高齢者医療保険料納入通知書については、7月中旬に発送する予定です。